

廃棄物処理法の運用に関するよくある質問（Q & A）

～処分業に関するQ & A～

Q 1 : 購入した処理施設が事業場に届く前に、販売契約書等で許可申請し、許可を得ることは可能か？

A 1 : できません。廃掃法施行規則第10条の5第1号イの「施設に係る基準」において、各品目の処分に適する施設を有することとあることから、現に処理施設を有することが許可の要件になります。賃貸による所有の場合には現物の確認のほか、リース契約書(写)や使用承諾書等の提出をもって使用権限を確認します。

※処理施設が産業廃棄物処理施設(15条施設)に該当する場合は、設置許可を受けた後の設置になります。

Q 2 : 変更許可が必要な場合とは？

A 2 : 許可を受けた後に、事業の範囲を変更するときは変更許可が必要です。

【例】焼却 → 焼却、破碎

焼却(木くず) → 焼却(木くず、繊維くず、紙くず)

※事業の範囲を一部廃止する場合には、変更届になります。

Q 3 : 既存の木くず破碎機(3 t /日)に加え、同型機をもう一台導入する場合、処分業の変更届に加えて、設置許可も必要になるのか？

A 3 : 同一事業所内において、新設破碎機の処理能力と既設破碎機の能力を合算して5 t /日を超える場合は、産業廃棄物処理施設(15条施設)に該当するので、予め許可を受ける必要があります。これは破碎機に限らず焼却施設等の他の処理施設についても同じ扱いになります。

Q 4 : 建築廃材の木くずをチップ化したものを堆肥化の原料に使用できるか？

A 4 : できません。建設廃材は、シロアリ駆除剤やその他、合板に用いられる接着剤等が付着している可能性が高いことから、平成19年9月10付けで県農林水産部長から、農業用資材としての再資源化は好ましくないとして、焼却処理するよう通知が出されています。
なお、シロアリ駆除剤やその他接着剤等が付着していないことを分析によって確認した場合はこの限りではありません。

Q 5 : 焚却施設を入れ替える場合、焚却能力が同じ同型機に入れ替える場合、県が定める事前協議の手続きは必要か？

A 5 : 現在設置している焼却施設の規模によります。

○15条施設に該当する場合

(例：廃プラスチック類の焼却施設 100kh/h以上 その他焼却施設 200kg/h以上)
すべて対象になります。

○15条施設に該当しない場合(上記(例)以下の小型焼却炉)

焼却能力の増加が10%以下で、かつ設置位置の変更を伴わない場合は、
対象になりません。

Q 6 : 特管処分業の申請の際に、有害物質の有無を分析機関に分析委託すると
して、許可を受けることは可能か？

A 6 : できません。施行規則第10条の17において、処分する産業廃棄物の性状を
分析することのできる設備を有することとされており、常時使用できる分
析施設を所有していることが許可の要件になっています。

※ 「土地の地目関係」「講習会受講証」に関する質問は、許可申請全般に関するQ &
Aへ